

東京都市計画特別工業地区の変更(素案)

都市計画特別工業地区を次のように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区	約 ha 18.2 (19.3)	<p>渋谷区特別工業地区建築条例（平成 15 年 12 月条例第 40 号）</p> <p>〔規制内容の概略〕</p> <p>1 原動機を使用する工場で作業場（原動機を使用しない室で、文選又は校正の作業に使用するものを除く。イにおいて同じ。）の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの。ただし、次のいずれにも該当するものを除く。</p> <p>ア 印刷、製本その他これらに類する事業を営むもの</p> <p>イ 作業場の床面積の合計が500平方メートルを超えないもの</p> <p>ウ 作業場の用途に供する建築物を耐火建築物又は準耐火建築物としたもの</p> <p>2 次に掲げる事業を営む工場</p> <p>ア 骨炭その他の動物質炭の製造</p> <p>イ かわら、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p> <p>ウ ガラスの製造又は砂吹</p> <p>エ スプリングハンマーを使用する金属の鍛造</p> <p>オ 練炭の製造</p> <p>カ 木材の引割又はかんな削りで出力の合計が3.75キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>キ 鋳物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの</p> <p>ク レディミクストコンクリートの製造</p> <p>3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第3号までに規定する営業に該当するもの</p>
合 計	約 ha 18.2	

「種類、位置および区域は、計画図表示のとおり」

理 由

笹塚駅南口地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、特別用途地区である特別工業地区の区域について、区域を変更するものである。

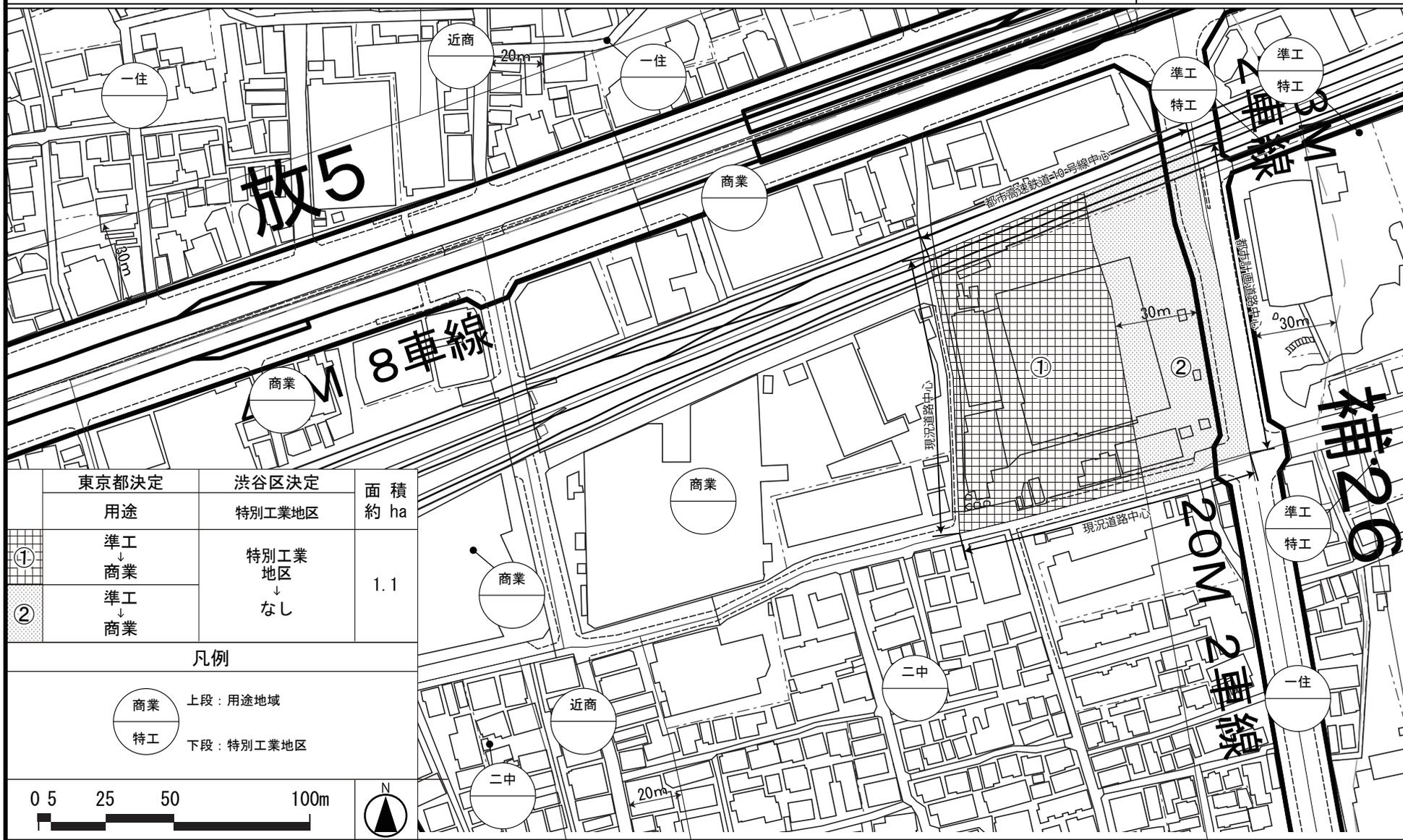
変更概要

変 更 箇 所	変 更 前	変 更 後	面 積	備 考
渋谷区笹塚一丁目地内	特別工業地区	指定なし	約 1.1 ha	

東京都市計画特別工業地区

計画図

[渋谷区決定]



	東京都決定	渋谷区決定	面積 約 ha
	用途	特別工業地区	1.1
①	準工 ↓ 商業	特別工業地区	
②	準工 ↓ 商業	なし	

凡例

- 商業 上段：用途地域
- 特工 下段：特別工業地区

0 5 25 50 100m

